

令和4年11月4日

浜松陸上風力発電株式会社 御中

住所：〒438-0035 静岡県袋井市砂本町 3-12
氏名：日本野鳥の会遠江 代表 増田 裕

住所：〒141-0031 東京都品川区西五反田 3-9-23 丸和ビル
氏名：(公財) 日本野鳥の会 理事長 遠藤 孝一

(仮称) 浜松陸上風力発電事業計画段階環境配慮書
意見書

【主旨】

貴社が計画する(仮称)浜松陸上風力発電事業について、計画段階環境配慮書における事業実施想定区域及びその周辺に生息する希少鳥類の保全の観点から、下記のとおり意見を提出します。

<記>

【全体的に必要な配慮事項】

自然環境、特に希少鳥類の生息地や自然環境の保全の観点から、以下に示す希少種の生息する~~(?)~~区域を除外したうえで、環境影響評価方法書における対象事業実施区域(以下、計画地と言う)の絞り込みを実施すべきである。

【具体的な個別配慮事項】 (希少種の存在と対応について)

貴社が事業を実施するにあたり、計画地における動植物の生息状況を調査し影響を評価するが、鳥類については計画地とその周辺において、繁殖期や渡りの時期を含め、少なくとも2シーズン以上の調査が必要である。計画地における鳥類調査では、希少種であるクマタカやブッポウソウの繁殖および猛禽類の渡りの調査が重要となる。

1. クマタカ

計画地には、クマタカが生息しているとして、環境省の陸域版センシティブティマップにおける注意喚起メッシュ図で注意喚起レベルCのエリアが含まれていることから、風力発電機(以下、風車と言う)の建設によりクマタカがバードストライクや障壁影響、生息地放棄などの影響を受けやすい区域であることが分かる。また、配慮書の中の「専門家等へのヒヤリング結果」においても、計画地及びその周辺地域にクマタカが生息していることが指摘されている。そのため、予備調査を実施して計画地とその周辺におけるクマタカの生息状況を確認し、生息する区域があれば、そこはすべて計画地から除外してから環境影響評価方法書(以下、方法書と言う)における対象事業実施区域(以下、実施区域と言う)を選定すべきである。

2. サシバ・ハチクマ・ノスリ等の渡り

計画地および周辺地域は猛禽類にとって重要な渡りルートになっていると考えられる。しかし、計画地がある地域での渡り時期の調査および既存データは十分ではないため、貴社が行う環境影響評価に係る鳥類調査のうち渡り鳥調査では、春期は3~5月、秋期は9~11月に2シーズンの調査が必要である。

また、方法書作成前に実施すべき渡り鳥の予備調査として、計画地では特に秋季の調査が渡りの状況を把握するのに重要であることから、9月10日～10月10日の夜明けから日没まで毎日行い、計画地が地域の中で渡り鳥の主要なコースとなっているかを確認すべきである。そして、計画地およびその周辺の地域が渡り鳥にとって重要な渡り経路となっていることが確認された場合は、それらの区域はすべて計画地から除外したうえで実施区域を選定すべきである。

3. ブッポウソウ

静岡県内では唯一のブッポウソウの繁殖地が計画地の西側に隣接していることから、計画地の外ではあるが風車の建設や工事による生息地放棄等が発生する可能性がある。よって、動物の重要な種への影響予測の中で、ブッポウソウを重大な影響がある種と位置付けて、個別に調査・予測及び評価を実施すべきである。

4. その他の絶滅危惧種

その他の絶滅危惧種など保護や配慮が必要な鳥類としてヤマドリ、ミゾゴイ、ヨタカ、アオシギ、ハイタカ、オオタカ、フクロウ、アオバズク、アカショウビン、ヤマセミ、オオアカゲラ、ヤイロチョウ、サンショウクイ、サンコウチョウ、コサメビタキ、ミヤマホオジロなどが計画地およびその周辺に生息していることが文献等で明らかとなっている。そのため、上記の種の生息地があることが判明した場合は、方法書においてその生息地を除外して実施区域を選定すべきである。

【北遠地方および遠州東部地方の複数の風力発電事業における累積的影響評価の実施について】

現在、北遠地方および遠州東部地方では大規模風力発電事業が貴社の計画を含め四か所ある。また、大規模風力発電所である浜松風力発電所もすでに稼働している。

中でも貴社の計画地に隣接する(仮称)ウインドパーク天竜風力発電事業計画および(仮称)天竜風力発電事業については、貴社の計画地との間で累積的な環境影響が発生することが懸念される。そのため、方法書においては、累積的影響を調査、予測する方法を記載する必要があると考える。特にサシバ等の希少猛禽類の渡りやクマタカの行動範囲、ブッポウソウの生息地放棄に対しては、累積的な影響の発生を予測、評価する必要がある。

これらは、事業者間の連携を密にして取り組んでいただきたい。

【その他】

1. 景観の問題

風車の配置が決まる前の配慮書段階であっても、一般市民にもわかりやすく本事業の内容について告知し、フォトモンタージュ等を用いて風力発電所の建設の前後で景観が変わる様子を示して、広く市民の意見を聴取すべきである。

2. 事業終了時の廃棄物処理の問題

商用運転終了後や事業者の方針転換等で事業を継続し難くなった場合に、風車の廃棄物をどのように撤去するのか、また、撤去に係る費用等は事業者内で担保できているかどうかを示すことを事業開始前に提示すべきである。

3. 環境影響評価図書

環境省が勧めている環境影響評価図書の継続的公開に取り組んでいただきたい。環境影響評価の内容を精査し、風車稼働後の継続的な事後調査と事前のアセスの結果を比較するのに必要となる情報であり、図書館等で紙媒体および電子媒体でのデータ保管が最良と考える。

4. 一般市民への配慮

計画地は秋葉神社参拝、竜頭山登山、山住神社参拝、ハイキング、自然観察、バードウォッチング、野鳥撮影など一般市民に親しまれている場所となっていることから、貴社は工事中および風車の稼働開始後も市民の継続的な利用を促進できるように配慮すべきである。

5. 地域住民への配慮事項

秋葉神社、山住神社などの歴史ある神社仏閣があり、山岳信仰がもたらした歴史的エリアに暮らす住民の意見などを事前に聴取し、懸念事項があればそれらについて十分に配慮すべきである。

6. 土砂災害

計画地は大雨などによる土砂崩れなどの災害の発生が懸念される場所である。工事用道路の拡幅や建設なども含め十分な事前調査と対応が必要となる。

以上